2009年10月8日 (平成21年)

藤沢市長 海 老 根 靖 典 様

藤 沢 市 個 人 情 報 保 護 制 度 運営審議会会長 畠山 鬨之

国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することとに伴う本人通知の省略,個人情報を目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2009年9月25日付けで諮問(第402号)された国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略,個人情報を目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経緯

国民健康保険法第57条の3に基づき、平成20年4月から高額介護合算療養費制度が始まった。

この制度は、世帯内の一年間の医療費と、介護サービス費または介護予防サービス費(以下介護サービス費等という)の両負担が高額となった世帯に対して、所得に応じて設定された自己負担限度額を超える負担金額を支給するものである。

本来は、保険年金課にて世帯主からの申請を受け、世帯主の同意を得たのちに、医療と介護の自己負担額を算定するものであるが、これでは申請漏れが多く生じる恐れがある。

そこで、厚生労働省において、国民健康保険団体連合会の共同電算システムを開発し、介護サービス費等の給付実績情報と国民健康保険の医療費給付情報を用いて、コンピュータ処理により支給対象者を抽出し、申請勧奨通知データを作成することが検討されている。

このことから,介護保険受給者情報を本人以外のものから収集すること及びこれに伴う本人通知の省略,目的外に利用すること及びこれに伴う本人通知の省略,並びに高額介護合算療養費の支給対象者を特定する事務をコンピュータ処理にて行うことについて,藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

つぎに,この支給事務の開始に伴い,対象世帯の高額介護合算療養費の正しい支給金額を算出するために,支給対象世帯の中で,藤沢市単独医療費助成事業の助成対象者がいる場合,対象者を把握することが必要となる。

これは神奈川県国民健康保険団体連合会の計算システムでは、医療費助成の 償還払い(医療機関窓口で医療費を支払い後、担当課で払い戻しを受けること) の情報がなく、本来医療費を負担していない世帯に対して、高額介護合算療養 費を支給してしまう可能性があるので、この誤りを防止することが目的である。

方法としては、IT推進課のホストコンピュータにて、藤沢市国民健康保険システム保有の被保険者情報と、保健福祉総合システム「ささえ」保有の医療費助成対象者情報の突合処理を行い、支給対象世帯の医療費助成事業対象者一覧表を作成することを考えている。

このことについても, 医療費助成事業対象者情報を本人以外のものから収集

すること及びこれに伴う本人通知の省略,目的外に利用すること及びこれに伴 う本人通知を省略すること,並びに国民健康保険の被保険者情報と,保健福祉 総合システム「ささえ」保有の医療費助成対象者情報の突合処理をコンピュー タ処理にて行うことについて,藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問する ものである。

- (2) 本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することの必要性について
 - ア 勧奨通知データ作成について

一年間の医療費と介護サービス費の負担金額を、本人から収集するには、 介護受給者のいるすべての世帯に対して一年分の医療機関の領収書等の収集 を依頼することになり、これは市民にとって大きな負担であり現実的ではない。

神奈川県国民健康保険団体連合会のシステムには、既に保険年金課所管の 国民健康保険被保険者の医療費給付情報と、介護保険課所管の介護サービス 費の支給情報が保管されているので、この情報を利用することにより、適正 迅速に処理がなされ、市民サービスの向上を図ることが期待できる。

このことから、本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することの必要性があると考える。

イ 医療費助成事業対象者一覧表の作成について

医療費助成事業の対象者であるかどうかの情報は,重度障害者等の助成対象者本人が申請に来庁することは少なく,家族や代理人からの聞き取りでは,漏れや誤りの発生が予想される。

そこで、神奈川県国民健康保険団体連合会にて作成された支給対象者データを、藤沢市国民健康保険システムに投入して、支給対象者を抽出し、保健福祉総合システム「ささえ」保有の助成対象者情報との突合処理をコンピュータにて行うことで、正確に助成対象者を抽出することができる。この処理により作成された「医療費助成事業対象者一覧表」を用いて、手作業にて支給金額を再計算することが可能になることから、本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することの必要性があると考える。

- (3) 本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略することについて
 - ア 勧奨通知データ作成について

勧奨通知データを作成することは、厚生労働省の通知に基づき、申請漏れ を防止するために行われるものである。

対象者を抽出するためには、約1万4000人の介護受給者の情報を利用 することになり、通知を発送することは、通知すべき相手が多数で、収集す る個人情報の内容の重要度の度合いに比べて,通知する費用や事務量が過分 に必要となり,実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから, 省略したいと考えている。

なお、勧奨通知を送る際には、介護情報を利用した旨、文書にて知らせる ことを予定している。

イ 医療費助成事業対象者一覧表の作成について

国民健康保険の被保険者が、助成対象となる可能性のある医療費助成事業は、障害者等医療費助成、高齢者医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、小児医療費助成の四種類であり、この合計人数は現在約61、400人となっている。

本人通知の発送を省略することは、収集する個人情報の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性を著しく損なうと判断されるため、通知を発送することは省略したいと考えている。

(4) コンピュータ処理の必要性について

ア 勧奨通知データ作成について

国民健康保険の医療費給付情報(年間約160万件)と、介護のサービス費等の給付実績情報(年間約10万7千件)のいずれも、神奈川県国民健康保険団体連合会内のサーバーにデータとして格納されており、件数も多いことから、コンピュータ処理を行うことが、最も合理的で正確である。

イ 医療費助成事業対象者一覧表の作成について

この作業を手作業で行うには、保健医療福祉課と子育て支援課の各職員に同じデータを手渡しして、それぞれの担当課が保健福祉総合システム「ささえ」の端末で、全件について助成対象者か否かの確認作業を行うことになる。

これをコンピュータ処理で行うことができれば、2名で行う作業を一括で行うことができ、各担当課の負担を軽減できる。

- (5) 本人以外から収集及び目的外利用並びにコンピュータ処理する個人情報の項目
 - ア 勧奨通知データ作成について
 - ①介護保険被保険者番号②介護給付費利用者負担額③高額介護サービス費支 給決定金額
 - イ 医療費助成事業対象者一覧表の作成に利用するデータは以下のとおり。
 - ①氏名 ② 宛名番号 ③生年月日 ④助成対象医療証の種類 ⑤決定年月日 ⑥喪失年月日
- (6) システムの機器構成 別紙のコンピュータ処理のフローのとおり
- (7) 安全対策及び日常的な処理

- ア 勧奨通知データ作成について
 - (ア) 神奈川県国民健康保険団体連合会は、内部規定として「神奈川県国民健康険団体連合会個人情報保護規則」が設置されており、個人情報の保護や 適正な取扱に努めている。
 - (イ) データの送受信については、神奈川県国民健康保険団体連合会との専用 ネットワークを使用し、外部からのアクセスを許可せず、個人情報の漏洩 を防止しする。また、送受信の際は、神奈川県国民健康保険団体連合会で 講じたセキュリティー対策(暗号化)により、個人情報を保護する。
- イ 医療費助成事業対象者一覧表の作成について
 - 一覧表の作成処理は、すべてIT推進課のコンピュータで行うものであり助成対象者の情報を操作・閲覧するものではない。

なおコンピュータ処理により抽出,作成されたデータについては,「藤沢 市コンピュータシステム管理運営規程」に基づき適正に処理をする。

(7) 実施時期

平成21年11月予定

- (8) 提出資料
 - ア 資料1 厚生労働省通知
 - イ 資料2 制度説明ポスター
 - ウ 資料3 コンピュータ処理フロー(勧奨通知)
 - エ 資料4 コンピュータ処理フロー (医療費助成一覧表)
 - 才 資料 5 神奈川県国民健康保険団体連合会個人情報保護規則
 - カ 資料6 藤沢市コンピュータシステム管理運営規程
 - キ 資料7 個人情報取扱事務届出書
- 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの 判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

ア 勧奨通知データ作成について

一年間の医療費と介護サービス費の負担金額を、本人から収集するには受給者のいるすべての世帯に対して一年分の医療機関の領収書等の収集を依頼することになり、これは市民にとって大きな負担であり現実的ではない。

神奈川県国民健康保険団体連合会のシステムには,既に保険年金課所管の国 民健康保険被保険者の医療費給付情報と,介護保険課所管の介護サービス費 の支給情報が保管されているので,この情報を利用することにより,適正迅 速に処理がなされ、市民サービスの向上を図ることが期待できる。

イ 医療費助成事業対象者一覧表の作成について

医療費助成事業の対象者であるかどうかの情報は,重度障害者等の助成対象者本人が申請に来庁することは少なく,家族や代理人からの聞き取りでは,漏れや誤りの発生が予想される。

そこで、神奈川県国民健康保険団体連合会にて作成された支給対象者データを、藤沢市国民健康保険システムに投入して、支給対象者を抽出し、保健福祉総合システム「ささえ」保有の助成対象者情報との突合処理をコンピュータにて行うことで、正確に助成対象者を抽出することができる。この処理により作成された「医療費助成事業対象者一覧表」を用いて、手作業にて支給金額を再計算することが可能になる。

以上のことから判断すると,個人情報を本人以外のものから収集する必要性 及び目的外に利用する必要性があると認められる。

- (2) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について
 - ア 勧奨通知データ作成について

勧奨通知データを作成することは,厚生労働省の通知に基づき,申請漏れ を防止するために行われるものである。

対象者を抽出するためには、約1万4000人の介護受給者の情報を利用することになり、通知を発送することは、通知すべき相手が多数で、収集する個人情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれる。

なお、勧奨通知を送る際には、介護情報を利用した旨、文書にて知らせる ことを予定している。

イ 医療費助成事業対象者一覧表の作成について

国民健康保険の被保険者が,助成対象となる可能性のある医療費助成事業は,障害者等医療費助成,高齢者医療費助成,ひとり親家庭医療費助成,小児医療費助成の四種類であり,この合計人数は現在約61,400人となっている。本人通知の発送を省略することは,収集する個人情報の重要度の度合いに比べて,通知する費用や事務量が過分に必要となり,事務処理の効率性を著しく損なう。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理の必要性について ア コンピュータ処理の必要性 (ア) 勧奨通知データ作成について

国民健康保険の医療費給付情報(年間約160万件)と,介護のサービス費等の給付実績情報(年間約10万7千件)のいずれも,神奈川県国民健康保険団体連合会内のサーバーにデータとして格納されており,件数も多いことから,コンピュータ処理を行うことが,最も合理的で正確である。

(イ) 医療費助成事業対象者一覧表の作成について

この作業を手作業で行うには、保健医療福祉課と子育て支援課の各職員に同じデータを手渡しして、それぞれの担当課が保健福祉総合システム「ささえ」の端末で、全件について助成対象者か否かの確認作業を行うことになる。これをコンピュータ処理で行うことができれば、2名で行う作業を一括で行うことができ、各担当課の負担を軽減できる。

以上のことから判断すると、個人情報をコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

イ 安全対策について

- (ア) 勧奨通知データ作成について
 - a 神奈川県国民健康保険団体連合会は、内部規定として「神奈川県国民 健康険団体連合会個人情報保護規則」が設置されており、個人情報の保 護や適正な取扱に努めている。
 - b データの送受信については、神奈川県国民健康保険団体連合会との専用ネットワークを使用し、外部からのアクセスを許可せず、個人情報の漏洩を防止しする。また、送受信の際は、神奈川県国民健康保険団体連合会で講じたセキュリティー対策(暗号化)により、個人情報を保護する。
- (イ) 医療費助成事業対象者一覧表の作成について
 - 一覧表の作成処理は、すべて I T 推進課のコンピュータで行うものであり助成対象者の情報を操作・閲覧するものではない。

コンピュータ処理により抽出,作成されたデータについては,「藤沢 市コンピュータシステム管理運営規程」に基づき適正に処理をする。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、電子申請に係るコンピュータ処理を行うことは 適当であると認められる。

以 上